

議案第39号

守口市印鑑条例の一部を改正する条例案

守口市印鑑条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年9月12日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市印鑑条例の一部を改正する条例

守口市印鑑条例（平成9年守口市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(登録の制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名又は通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。</u>第6条第1項において同じ。）の全部又は一部を表していると認められないもの</p> <p>(2)から(9)まで 略</p> <p>第5条 略</p> <p>(登録)</p> <p>第6条 略</p>	<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(登録の制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、旧氏（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下この号において「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。</u>第6条第1項において同じ。）又は通称（<u>令第30条の16第1項に規定する通称をいう。</u>第6条第1項において同じ。）の全部又は一部を表していると認められないもの</p> <p>(2)から(9)まで 略</p> <p>第5条 略</p> <p>(登録)</p> <p>第6条 略</p>

(1)から(3)まで 略

(4) 氏名 (外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては、氏名及び通称)

(5)から(8)まで 略

2及び3 略

以下 略

(1)から(3)まで 略

(4) 氏名 (氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏が記載されている場合にあつては氏名及び旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては氏名及び通称)

(5)から(8)まで 略

2及び3 略

以下 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。